

成蹊大学教育補助員に関する規則

制 定 2018年3月7日
大 学 評 議 会
最新改正 2020年3月11日

(趣旨)

第1条 この規則は、成蹊大学（以下「本学」という。）の授業における教育効果を高めることを目的として設ける「教育補助員（Teaching Assistant。以下「TA」という。）制度」に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則における「TA」は、本学の授業科目において教育補助業務を行う者をいう。

(就業規則の適用)

第3条 TAは、成蹊学園アルバイト就業規則の適用を受ける。

(種別及び業務内容)

第4条 A種TAは、学部、大学院博士前期課程又は法科大学院の課程における実験、実習、演習等の授業科目の教育補助業務に従事させるものとし、本学大学院博士後期課程に在学する学生のうちから採用する。

2 B種TAは、次に掲げる授業科目について、当該授業時間並びに準備及び片付けの時間（1時間程度）の範囲内で教育補助業務に従事させるものとし、当該授業科目の履修者数が25名以上の場合に、本学大学院博士前期課程に在学する学生のうちから採用する。

(1) 理工学部の実験・実習科目

(2) 全学共通科目としての実験科目

(3) 情報教育用施設を使用して行う全学共通科目及び各学部の授業科目

(4) 3号館CALL教室を使用して行う全学共通科目及び各学部の授業科目

3 前項の規定により採用された学生のうちから実際に当該授業科目に配置することができるB種TAの数は、当該授業科目の履修者数により定めるものとし、次に掲げる数を限度とする。

(1) 履修者数25名以上54名以下 1名

(2) 履修者数55名以上84名以下 2名

(3) 履修者数85名以上114名以下 3名

(4) 履修者数115名以上144名以下 4名

(5) 履修者数145名以上 5名

4 前項の規定に関わらず、学長が必要と認める場合は、2名を限度に、上限を超えてB種TAを配置することができる。

5 B種TAの配置にあたっては、当該授業科目の内容に応じて、延べ勤務時間上限数（第3項に規定する配置人数上限数に学期内授業時間数を乗じて得た時間数）の範囲内で、時限毎に必要な人数を調整することができる。

(採用の申請)

第5条 学部長、研究科長又は全学教育運営委員会の委員長（以下「学部長等」という。）は、所定の日までに、所定の申請書を学長に提出するものとする。この場合において、業務を行うに当たり特定の専門的知識が必要な場合には、学部長等は、当該授業科目担当者からの申し出に基づき、TAとして採用する学生を指定することができる。

(採用の決定)

第6条 前条の申請に基づき、授業科目担当者が希望する教育補助業務を行うことができると学長が判断した者を理事長に上申する。

(担当時間)

第7条 TAの担当時間は、A種TA、B種TAともに1週10時間以内とし、年間の勤務時間は、200時間を超えないものとする。

(給与の支払い)

第8条 TAへの給与の支給は、採用された学生のうちから実際に当該授業科目に配置された者の勤務実績に応じて行う。

(事務の所管)

第9条 TAに関する事務は、学長室研究助成課が所管する。

(規則の改廃)

第10条 この規則の改廃は、理事長と協議の上、大学評議会の議を経て、学長が決定する。

附 則 (略)